



令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
(チイクラネット)

代表理事 岩上 洋一
事務局長 鈴木 篤史

1. 設立年月日：平成27年7月23日

2. 活動目的及び主な活動内容：

当法人は、社会的な支援が必要な精神障害者の地域移行にむけた課題を解決すること及び、未来の創造のもと、希望する地域で自分らしく生活することができる持続可能な社会づくりに寄与することを目的として活動しています。

【主な活動内容】

- (1)精神障害者支援及び地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- (2)精神障害者支援及び地域福祉に関わる実践強化及び人材育成
- (3)精神障害者支援及び地域福祉に関わる全国研修会(チイクラフォーラム)の実施
- (4)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

3. 会員数：21支部 400人（令和2年6月時点）

4. 法人代表： 代表理事 岩上洋一

新型コロナウイルス感染症発生は、お互いを尊重することの意義を再認識させる機会となっています。チイクラネットでは、今はただ、様々な困難を抱えながら自分の生き方をみつけてきた障害者に学ぶ時だと考えております。まさに、「この子らを世の光に」「生きることが光になる」といった社会福祉思想・哲学を普及するとともに、誰もが活躍する地域づくりの構築に寄与したいと考えます。

障害者総合支援法の基本理念では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことが示されています。

私たちチイクラネットは、今般の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、**視点1～4**はもちろんのこと、この法理念の普及とともに、サービスの適正な運営のもと、本人の意思を中心とした質の高い支援並びにそのための人材確保に資することを基軸として、意見を述べさせていただきます

- (視点1) より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法
- (視点2) 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
- (視点3) 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から3倍以上に増加し、毎年10%弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策
- (視点4) 新型コロナウイルス感染症による影響

- 1 今後のピアサポートの専門性の活用を推進していくためには、ピアサポート職員の配置等加算により報酬上評価することが必要です(視点1)(視点2)(視点3)(視点4)。
- 2 地域づくりに貢献している通所事業には、障害報酬における(仮称)「地域づくり加算」を新設して評価することや、(仮称)地域づくり支援員を配置する仕組み等により評価することが必要です。(視点2)(視点3)。
- 3 自立訓練(生活訓練)は、地域生活を送るうえでの必要な生活能力の維持・向上等を行い自らの人生をデザインできるサービスです。この魅力あるサービスの拡充が必要です。(視点1)(視点2)(視点3)。
- 4 地域移行支援を促進するためには、実績のある事業所を評価することや新規参入を推進することが重要です。(視点1)(視点2)。
- 5 障害者総合支援法の理念を具現化している自立生活援助をさらに推進することが重要です。(視点1)(視点2)。
- 6 第6期障害福祉計画の基本指針では、市町村に地域における相談支援体制の強化を求めており、相談支援のさらなる充実が必要です(視点1)(視点2)(視点3)(視点4)。
- 7 地域生活支援拠点の機能の充実のため、宿泊型自立訓練やグループホームにおける体験利用の緩和、体験利用者や短期入所時に個別支援計画を作成することが重要です(視点1)(視点2)。
- 8 持続可能な制度としていくためには、新型コロナウイルス感染症流行下(あるいは類する状況下)における利用者負担額の減免及び、新型コロナウイルス感染症の終息後の所得区分を「自立支援医療重度かつ継続」等に併せて再設定する必要があります(視点3)(視点4)。

1 ピアサポート職員の配置等加算について(視点1)(視点2)(視点3)(視点4)

令和2年度の地域生活支援事業に「障害者ピアサポート研修事業」が位置付けられました。これにより、自治体ごとに実施されてきたピアサポート養成の標準化が期待されます。自ら障害や疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら障害者の支援を行うピアサポーターの活躍は、地域共生社会の理念のもと、本人の意思を中心とした質の高い支援に貢献すると考えます。これを推進するための対応策を提案します。

対応策

- ① 今後のピアサポートの専門性の活用を推進していくために、ピアサポート職員の配置等加算により報酬上評価することを提案します。
- ② 特に地域相談及び自立生活援助へのピアサポートの職員配置等加算を創設することを提案します。

令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究」によると、ピアサポーターの支援が利用者に与えるプラスの効果及びピアサポーターと協働するほかの職員に対しプラスの効果があること、そのうえで、ピアサポーターの効果を生み出すのは事業所のピアサポーターを活かす文化や仕組みが重要であることが確認されました。また、平成30年度・令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」では、地域相談支援においてピアサポートの配置が有効であることが示唆されています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(参考資料)

ピアサポーターの支援が利用者に与えるプラスの効果として期待、効果

社会福祉法人豊芯会: 令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究」

平均値	事業所数(N=36)	期待度合 い	効果の 度合い
①	利用者の具体的な生活像が見えやすくなる	4.1	3.8
②	利用者の不安・孤独が解消される	4.4	4.2
③	障害特性にあった福祉サービス等の活用の仕方を提案できる	3.7	3.6
④	専門職と利用者を媒介することで、専門職と利用者のコミュニケーションが促進される	4.0	3.6
⑤	経験者ならではの、インフォーマルな資源の活用方法を伝えられる	4.3	3.9
⑥	経験者ならではの、生活の知恵を伝えられる	4.4	4.3
⑦	経験者ならではの、気持ちにより添った言葉を掛けることができる	4.6	4.2
⑧	利用者にとって貴重なモデルとなる	4.3	4.1
⑨	利用者の意思表明を促進できる	4.2	3.8
⑩	将来に希望が持てるようになる	4.2	3.9
⑪	(たとえば、退院・退所や就労などの自立生活に関する)目標への意欲が向上する	3.9	3.7
⑫	活動している仲間の存在を知り、利用者が夢や希望を語るようになる	4.2	3.8
⑬	経験者の助言を求めている利用者のニーズを満たすことができる	3.9	3.9
⑭	専門職への不信感がある利用者とも信頼関係が築きやすくなる	3.9	3.7

利用者に与える効果と期待について、期待度合いを5段階尺度とし、とても期待しているとの回答を5点満点として換算、効果度合いの5段階尺度とし、とても効果があるとの回答を5点満点として換算して、それぞれの平均値を算出した。期待度、効果の度合いとも高いことがわかる。

ピアサポーターの支援が事業所の他の職員に与えるプラスの効果、期待

社会福祉法人豊芯会：令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究」

平均値	事業所数(N=36)	期待度 合い	効果の 度合い
①	障害特性への理解が深まる	4.1	3.8
②	利用者の幅広い情報収集ができるようになる	3.9	3.6
③	利用者のニーズを把握しやすくなる	3.8	3.6
④	本人を中心とした支援が浸透する	4.0	3.7
⑤	自立生活を送る障害者を具体的に知ることが出来る	4.1	3.8
⑥	障害者である同僚がいることで、利用者の自立や回復を想像出来るようになる	4.2	3.8
⑦	障害者である同僚と一緒に働くことで、より深く障害者を理解するようになる	4.2	4.0
⑧	障害者である同僚と一緒に働くことで、より深く障害者を尊重するようになる	4.1	4.0
⑨	障害者である同僚と一緒に働くことで、障害者の可能性を信じられるようになる	4.3	4.1
⑩	障害者である同僚と一緒に働くことで、障害者の挑戦を後押しするような職場の雰囲気が形成されるようになる	4.1	3.8
⑪	適切な対応をすれば回復することがわかり、仕事のやりがいにつながる	3.9	3.8

職員に与える効果と期待について、同様の方法で、それぞれの平均値を算出した。期待度合いについてみると、事業所がピアサポーターに期待する項目としては、いずれの項目についても4.0前後であり、おおむねすべての項目について期待されていることが分かる。一方、効果の度合いについても同様で、いずれの項目についても効果があるとの回答が得られた。

地域相談支援においてピアサポートの配置が有効であること

田村綾子:平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」

指定一般相談支援事業所の悉皆調査による実態調査(回答数1,437通/回答率39%)「地域相談支援に専従する非常勤職員のうち、ピアサポーターの人数」と「平成29年度の地域移行支援実施総数」との間に正の相関が見られた($\gamma = .67$ 、 $p < .01$)また、「地域相談支援に専従する非常勤職員のうち、ピアサポーターの人数」と「平成29年度の地域移行者総数との間にも正の相関が見られた($\gamma = .68$ 、 $p < .01$)。

参考資料

- 1) 社会福祉法人豊芯会:令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究」
- 2) 田村綾子:平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」
- 3) 田村綾子:令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」

2 「地域づくり加算」の創設について (視点2)(視点3)

私たちは、障害者と市民との出会いと交流を通して、「みんな違って、みんないい」という多様な価値観を認め合う社会を目指しています。就労継続支援A型・B型は、この10年で障害者の「はたらく」場としてすっかり定着しました。最近では、農福連携だけでなく、漁業や林業、地域興しや伝統芸能を支える仕事をする事業所も増えてきました。公的な制度を活用して障害のある人の暮らしぶりを支援する障害福祉サービスには、地域に必要とされ、地域を元気にする役割が秘められている。地域全体の幸せを考える社会福祉の思想を障害福祉サービスにおいても再構築する必要があり、そのための対応策を提案します。

対応策

- 1 就労継続支援に限らず、地域づくりに貢献している通所事業には、障害報酬における(仮称)「地域づくり加算」を新設して評価することや、(仮称)地域づくり支援員を配置する仕組み等を創設することを提案します。
- 2 通所の障害福祉サービス事業費から一定程度を減額してそれを加算財源にあてることを提案します。

私たちは、いずれは、地域と共にある事業所を就労継続支援C型(コミュニティ(Community))の頭文字です)として障害福祉サービスに位置付けていただきたいと考えています。

2 「地域づくり加算」の創設 (視点2)(視点3)

【根拠】すでに事務連絡や共生サービスでは、地域づくりを求めています。

令和元年7月16日付事務連絡において、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所にかかる「自己点検チェックのためのガイドライン案」「自己点検チェックリスト案」「実践事例集」の公表について発出している。そこには、これを活用することでサービスの質の向上につながるとして、「地域の企業、産業等への積極的な関与や生産活動等の経済活動を通じた地域社会への参加、交流の機会を提供し、利用者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与することを目指すことが重要である」等が明記されています。

また、すでに共生型サービスにおいて、介護保険の適応に際して、生活相談員配置等加算(生活相談員を1名以上配置すること。地域に貢献する活動を行っていることとして、「地域に貢献する活動」とは・・・地域の交流の場を提供していることや、認知症カフェを運営していることなど)、障害福祉サービス費の適用に際して、サービス管理責任者等配置加算(地域交流の場の提供等の実施を評価)として、地域に貢献する活動等を評価しています。

自己チェックのための生活介護事業ガイドライン案

(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

② 基本活動

力) 社会参加・地域交流の機会の提供

障害があることで社会生活上の行動範囲や経験が制限されることがないように、社会経験の幅をを広げていく。特に、地域社会への参加、交流の機会を提供し、地域のなかで安心して生活できる環境を作ることを図っていく。**障害者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与することを目指すことが重要である。**

キ) 地域の状況やニーズに応じた支援

生活介護事業所は、所在地である地域における障害者の生活状況や社会資源の状況等及び、地域において求められる障害者支援にかかわるニーズに応じて、積極的に取り組むことが重要である。特に、地域において支援のニーズがあるにもかかわらず、提供されるサービスの不足や、行き場のない者がいないよう、地域の行政、関係機関等との連携を取りながら、**地域における役割を担うことが重要である。**

ク) 社会生活のための支援

利用者が社会のなかで様々な経験を積み、生活の幅を広げていくことや、**社会のなかでの役割や喜びや生きがい**を創出するために、外出や地域で行われる活動への参加等、社会生活のための支援を提供することも重要である。

参考資料: 原田将寿: 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))
「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

自己チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

② 基本活動

エ) 地域の状況やニーズに応じた支援

就労継続支援B型事業所は、所在地である地域における障害者の生活状況や社会資源の状況等、及び地域において求められる障害者支援にかかわるニーズに応じて、積極的に取り組むことが重要である。特に、地域において支援のニーズがあるにもかかわらず、提供されるサービスの不足や、行き場のない者がいないよう、地域の行政、関係機関等との連携を取りながら、**地域における役割を担うことが重要である。**

オ) 生産活動を通じた地域における経済活動のための支援

就労継続支援B型事業所は、地域の企業、産業等への積極的な関与や生産活動等の経済活動を通じた地域社会への参加、交流の機会を提供し、**利用者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与**することを目指すことが重要である。また、サービスの提供や諸活動のなかに、地域の関係機関や地域住民、ボランティア等とのつながりを構築することも重要である。

参考資料: 原田将寿: 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))
「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

2 「地域づくり加算」の創設 (視点2)(視点3)

【根拠】すでに全国で様々な実践が行われています。

全国の様々な実践

- ① 地域伝統芸能の継承
- ② 地場産業との連動(農業、漁業)
- ③ 豪雪地帯の雪下ろし
- ④ 花壇の整備
- ⑤ 高齢者の買い物代行
- ⑥ 育児・介護サロン
- ⑦ 小中学校での福祉教育・クラブ活動
- ⑧ 市内の企業・商店での就労実習
- ⑨ 市内散歩によるパトロール等々。

参考資料

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課:生活介護事業所、就労継続支援B型事業所にかかる「自己点検チェックのためのガイドライン案」「自己点検チェックリスト案」「実践事例集」の公表、令和元年7月16日付事務連絡
- 2) 原田将寿:平成29年度厚生労働行政推進事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」
- 3) 原田将寿:平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」
- 4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園「自己点検チェックのためのガイドライン」に対応した生活介護事業所・就労継続支援B型事業所実践事例集、2019

3 自立訓練(生活訓練)の充実 (視点1)(視点2)(視点3)

通所による自立訓練(生活訓練)は、入所施設・病院を退所・退院した人、特別支援学校を卒業した人、ひきこもりがちな生活をされている人にとって、地域生活を送るうえでの必要な生活能力の維持・向上等を行うことができる極めて重要なサービスです。サービス終了後を見据えて自分の人生をデザインする選択の機会となります。そのため、ピアサポート、地域住民との交流、地域活動への参加は重要な要素です。このような社会生活力をつける支援を推進する必要があります。一人ひとりへのきめ細かい支援が必要のため職員の加配率も高くなっています(定員の1.3、実績の3.0倍)。平成30年の報酬改定では、個別計画訓練支援加算の創設されました。取得率は16.5%と低調です。自立訓練(生活訓練)を魅力あるサービスとして推進するため、以下の対応策を提案をします。

対応策

- ① 前述した地域づくり加算を創設して、地域住民との交流、地域活動への参加を評価することを提案します。
- ② 個別計画訓練支援加算を増額することを提案します。
- ③ 訪問による訓練単価を増額することを提案します。
- ④ 宿泊型自立訓練に限られている地域移行加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算、強度行動障害者地域移行特別加算を、通所の自立訓練(生活訓練)に拡充することを提案します。

厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「自立訓練(機能訓練、生活訓練)の実態把握に関する調査研究」報告書 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団(千葉県千葉リハビリテーションセンター)

3 自立訓練(生活訓練)の充実 (視点1)(視点2)(視点3)

地域づくりをしている事例紹介 A事業所

参考資料:社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団(千葉県千葉リハビリテーションセンター):厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「自立訓練(機能訓練、生活訓練)の実態把握に関する調査研究」報告書

- ① A事業所は、法人理念「一人ひとりの自己実現、誰にとっても暮らしやすい地域づくり」に基づいて運営している。
- ② A事業所の生活訓練プログラムへの地域住民の参加は多岐に渡る。地域住民と一緒に活動して、地域住民のつながりで新たな活動が生まれる。
- ③ 例えば、Bさんがスポーツに関心があればスポーツプログラムをつくる。
- ④ プログラムに協力してくれる地域住民を募る。
- ⑤ プログラムを通してBさんは住民と親しくなる。
- ⑥ 生活訓練の利用終了後を見据えて、終了後に利用できるサークルを住民つながりで見つけることもあれば、新たに作ることもある。
- ⑦ A事業所は、Bさんが自分の人生をデザインすることを支援している。
- ⑧ A事業所は、個別ニーズに応える中、地域住民とスポーツサークル、音楽サークルをつくってきた。
- ⑨ そのつながりのなかで、地域住民から地域で暮らしている障害者の相談もあり、協力している。
- ⑩ 終了後も地域住民として暮らしていくため、当然のことだが個別支援と併せて、障害者にとっても暮らしやすい地域づくりもA事業所の重要な役割である。このような社会福祉の思想性のもと地域に根ざした活動を行っている。

4 地域移行支援の促進(視点1)(視点2)

平成30年の報酬改定において、地域移行実績等を評価した新たな基本報酬(地域移行支援サービス費Ⅰ)を設定したことで、利用者数が増加傾向にあるが、障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しています。平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」によると、人員配置と業務量及び報酬の兼ね合いで実施をためらうことが明らかになっています。

また、高次機能障害等でリハビリテーション病院に入院している場合、地域生活に向けた住居の確保や福祉サービスの体験的な利用など、地域移行支援と同様の支援が行われている。ご本人の望む暮らしの実現するための質の高い支援とサービス提供体制の確保のために、以下の対応策を提案します。

対応策

- ① 地域移行支援を促進するためには、実績のある事業所をより評価することと新規の参入の推進が必要と考えます。そこで、地域移行支援サービス費を三段階として、新たに1年3件以上の退院・退所等の実績がある事業者の評価をさらに高めることを提案します。
- ② 高次脳機能障害等の精神科以外の一般科の入院者についても地域移行支援の対象者することを提案します。

参考資料 田村綾子:平成30年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究

4 地域移行支援の促進(視点1)(視点2)

近い将来、精神科病院に1年以上入院している人(社会的支援の必要な人)への市町村の関与を明確にすることができれば、地域移行支援は格段に推進できます。

早急に、地域移行支援体制を整備する必要があります。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針では、重度かつ慢性患者の症状を有する精神障害者以外の精神障害者で1年以上の長期入院者の対して、退院支援等の取組み推進することを示しています。

入院が1年となる時点と、すでに1年以上となった入院者のうち、社会的な支援が必要な人に対しての市町村の関与を明確することを提案したい。このことにより、今なお存在している医療機関責任論や医療機関が責められていると感じることを払拭して、社会的な支援体制の脆弱さに焦点をあてることができます。

医療機関は、1年以上の入院者に対して、適切なアセスメントの上で退院を求めます。その際、社会的な支援が必要である場合に、医療機関は市町村に関与を求めます。これを原則としたい。

市町村は、基幹相談支援センター等と連携して、医療機関に指導を仰ぎながら、本人への支援を行うこととなります。それは同時に地域に必要な社会的な支援体制(人材・サービス等)を構築することにもつながります。

5 自立生活援助の推進(視点1)(視点2)

平成30年4月に施行された自立生活援助は、障害者が自分らしく地域生活を送るうえで極めて重要なサービスとして期待されています。調査研究等¹⁾により、退所等から1年以上生活をされた人や家族同居から保護者の死亡に伴って一人暮らしに移行された人であっても、密度の高い支援が必要であることや、急遽一人暮らしを開始した場合には、関係性の構築に数か月の時間を要することがわかってきました。障害者総合支援法の理念に資する自立生活援助を推進するため、以下の対応策を提案します。

対応策

- ① 退所等後1年以上を経過した者や急遽一人暮らしを開始した者のうち、頻回な支援が必要な場合には、自立生活援助サービス費(I)と同等の評価をすることを提案します。
- ② ひと月に複数回の同行支援を行った場合を適切に評価できるように、「同行支援加算」の算定方法について改定することを提案します。
- ③ 初回加算については初月だけではなく、最低でも3ヶ月間は算定できるように見直すことを提案します。
- ④ 矯正施設等からの退所者に対しての支援を「地域社会生活移行個別支援特別加算」と同等に評価することを提案します。

参考資料 田村綾子:令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」

5 自立生活援助の推進(視点1)(視点2)

参考資料

櫻井 久雄:令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究」より

今後の課題として、自立生活援助の今後の課題について、以下の2点にまとめられている。

① 報酬と標準利用期間の妥当性の検証

「報酬」と「標準利用期間」が多くあげられていた。報酬については、金額と併せて、訪問支援、同行支援の回数や、夜間、休日の支援に対しての評価に応じた報酬の設定、標準利用期間については、1年間という期間の妥当性(特に障害特性や年齢に応じた設定)や、更新に際して、自治体判断における地域格差の課題について言及されていた。事業所において、必要な支援に応じた評価が為される仕組みの整理が課題となっていることがうかがえた。あわせて、自立生活援助の重要性から利用者を増やしたいが、報酬等による運営上の課題により、支援者を増やすことが困難なため、ためらっているという意見が多くあり、今後の事業の拡大においても課題であると言える。

② 指定事業所の拡充に向けた働きかけ

自立生活援助は、そのサービスによって、病院や障害福祉サービス事業所、家族同居から地域での単身生活への移行を実現した利用者が増加していることが推察され、今後の地域移行、地域での生活の実現において重要なサービスとなっている。一方で、全国では指定事業所が1つもない自治体もあり、障害ある人たちの地域への移行と、地域での継続した生活の実現のために、必要な事業所数の整備が課題となっていると言える。

6 相談支援の充実 (視点1)(視点2)(視点3)(視点4)

第6期障害福祉計画の基本指針では、市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしています。一方、1事業所当たりの相談支援専門員が少ないなど運営体制が脆弱な事業所が多いこともわかっています。また、今般の新型コロナウイルス感染症発生に際しては、1事業所当たりの相談支援専門員が少ないことで、緊急事態への対応に困難が生じることがわかりました。市町村・自立支援協議会単位で面的な相談支援体制の構築が必要と考え、以下の対応策を提案します。

対応策

- ① 地域毎に複数の相談支援事業所が協働して運営する形態を条件付き(1事業所に1名の常勤専従者がいる複数の事業者がある程度の移動距離の範囲で運営され、週2回以上の合同ミーティングを実施する等)で認め、併せてそのような事業所には体制に応じて現行の特定事業所加算が算定出来ること仕組みを創設することを提案します。
- ② 特定相談、一般相談、自立生活援助を一体的に運営する事業所を包括的事業所として、事業所申請及び請求事務の簡略化を図るとともに、報酬上、評価することを提案します。
- ③ 平均して3月に1回以上のモニタリング頻度となるように、モニタリング実施標準機関を改定することを提案します。
- ④ 加算により評価している業務を含めて、基本報酬を増額することを提案します。

7 地域生活支援拠点の推進(視点1)(視点2)

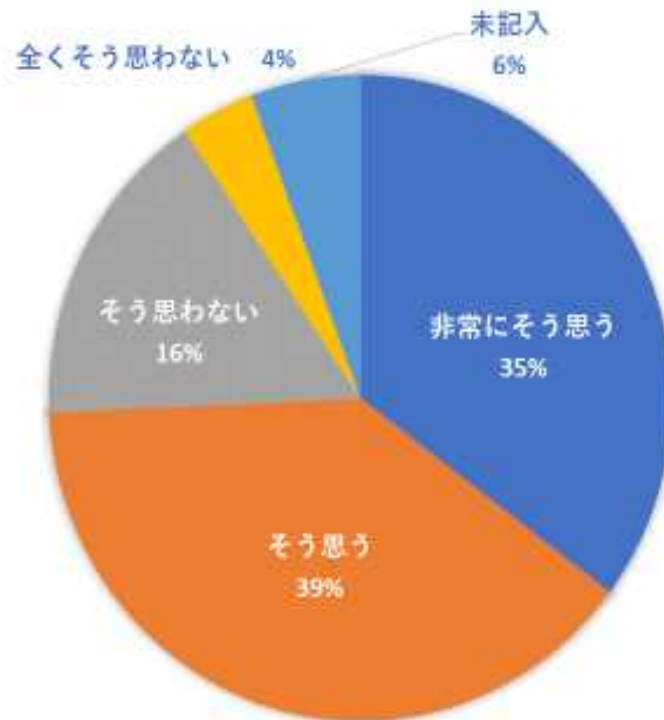
地域生活支援拠点の整備は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、重要かつ喫緊の課題です。このため、地域生活支援拠点の機能の充実のために以下の対応策を提案します。

対応策

- ① 宿泊型自立訓練に、共同生活援助サービス費と同様に一時的な体験利用を位置づけることを提案します。
- ② 留意事項通知、第二の3(6)①(ニ)イ共同生活援助サービス費の区分について(エ)共同生活援助サービス費(IV)(i)において、体験利用を行う者として「共同生活住居への入居を希望している者」とあるが、地域生活支援拠点の機能を担うことを期待することからこの文言を削除して、幅広く体験利用できる仕組みを創出することを提案します。その際、短期入所と同様に送迎の評価と地域生活を行う上での課題、目標、留意事項等を個別支援計画に位置付けることで報酬上評価することを提案します。
- ③ 短期入所における緊急時の受入れの際にも、本人の生活上の能力をアセスメントする機能は重要であることから、個別支援計画を作成した場合に評価することを提案します。

7 地域生活支援拠点(視点1)(視点2)

宿泊型自立訓練は、地域生活支援拠点の機能を担うことが期待されています。チイクラネットが実施した『地域生活支援拠点等の必要な機能の強化および充実に向けた「宿泊型自立訓練」の効果的な活用に関する調査』において、地域生活支援拠点の機能を担うことができるかをたずねたところ、回答があった105か所のうち、相談の機能で41%、緊急時の受入れ対応の機能で64%、体験の機会・場の機能で83%、専門的人材の確保・養成の機能で58%、地域の体制づくりの機能で59%の事業所が「担うことができる」と回答しています。実際に緊急時の受入れは60%の事業所で、体験の受入れは81%の事業所ですで行っています。ただし、制度上、体験の受入れは、地域移行支援との連動でしか行うことができません。また、体験の機会・場の提供における個別支援計画作成について79%の事業所がその重要性を認めていることも明らかになりました。



個別支援計画の重要性
体験の機会・場の提供に際して、ご本人の望む地域生活を送るためのアセスメントと個別支援の重要性について質問した。

参考資料

一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク: 地域生活支援拠点等の必要な機能の強化および充実に向けた「宿泊型自立訓練」の効果的な活用に関する調査報告書(2020年5月)

8 利用者負担額の再設定(視点1)(視点2)

視点3の持続可能な制度としていくための対応策として、以下を提案したい。

対応策

- ① 新型コロナウイルス感染症流行下(あるいは類する状況下)においては、利用者負担額の所得区分の一般1、2を減免とすることを提案します。
- ② 新型コロナウイルス感染症の終息後には、所得区分を自立支援医療重度かつ継続等に併せて再設定することを提案します。

9 ご検討いただきたいこと

- ・ICT及びIoTの積極的な活用、申請書類の電子化、リモート面談の緩和を検討してください。
- ・サービス管理責任者の兼務要件の緩和を検討してください。
- ・高次脳機能障害(特に社会的行動障害)の障害の程度について、その実態に合わせて評価できる基準が必要と考えます。
- ・包括的相談支援体制整備事業を実施する市町村において、障害者支援に関する専門性が担保されるよう留意事項等を示した事務連絡の発出が必要です。

利用者負担額の再設定

サービスの利用は、所得区分を自立支援医療重度かつ継続等に併せて再設定する。以下、令和元年12月の障害福祉サービスデータを基に試算する。

	現在の自己負担額				提案:自己負担額		
	利用者 実数(万人)	利用者 月額負 担上限 額(円)	利用者 負担額 (億円)		利用者 月額負 担上限 額(円)	利用者 月額負 担額(億 円)	利用者 年額負 担額 (億円)
一般2	1.4	37,200	1.8	⇒	20,000	1.8	15.1
一般1	5	9,300	2.7	⇒	10,000	2.7	32.4
低所得者	70.1	0	0	⇒	2,500	17.5	210.3
生活保護	12.7	0	0	⇒	0	0	0
計	89.1		4.6	⇒		22	257.8

利用者の平均上限負担額は、一般2を12,900円、一般1を5,400円、低所得者を2,500円として、試算した。

自立支援医療 重度かつ継続

一定所得以上	20,000円
中間所得2	10,000円
中間所得1	5,000円
低所得2	5,000円
低所得 1	2,500円
生活保護	0円

難病 高額かつ長期

上位所得	20,000円
一般所得Ⅱ	10,000円
一般所得Ⅰ	5,000円
低所得Ⅱ	5,000円
低所得Ⅰ	2,500円
生活保護	0円